

事務連絡
平成28年4月22日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）食品衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部監視安全課

ロシア向け輸出フグの取扱いについて

ロシア向け輸出水産食品については、「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月22日付け食安発第0622001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知）中の別紙「ロシア向け輸出水産食品の取扱要領」（以下「要領」という。）に基づき、衛生証明書の発行等を行っているところです。

今般、ロシア側に我が国から輸出されるフグの取扱いについて照会したところ、要領別紙様式7の衛生証明書が添付されたフグについては輸入を認める旨の回答を得たことから、下記のとおり取り扱うこととしますので、貴管下関係事業者に周知いただくとともに、証明書発行機関から証明書の申請内容に係る照会があった場合は協力方よろしくをお願いします。

記

1. 輸出可能なフグ

ロシアに輸出されるフグは、日本においてヒトが消費するための食品として販売することが可能であり、以下について確認できるものであること。

- (1) 「フグの衛生確保について」（昭和58年環乳第59号環境衛生局長通知）（以下「局長通知」という。）に規定された、「処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるフグの種類及び部位」であること。
- (2) 局長通知及び各自治体の条例又は要綱等に基づく事項について、適正に処理されたものであること。
- (3) 各自治体の条例又は要綱等により都道府県知事等が認める者（以下「フグ処理者」という。）及び施設により、処理、加工されたものであること。

2. 証明書発行申請時の留意事項

- (1) 1 (1) の「処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるフグの種類及び部位」については、要領別紙様式5の証明書発行申請書の製品名に記載すること。
- (2) 1 (2) 及び(3) については、各都道府県知事等から交付されたフグ処理者及びフグを処理した施設の許可証等の写しを添付すること。ただし、許可証等が交付されていない場合においては、速やかに要件を確認できるようにするため、これらを管轄する都道府県等衛生主管部局食品衛生担当課の連絡先を報告すること。